

# 消費生活相談員が知っておきたい裁判手続

第3回

## 民事訴訟（少額訴訟）



### 裁判所で行われる少額訴訟事件

民事の訴訟事件を行う最初の裁判所には、簡易裁判所と地方裁判所があります。そのうち簡易裁判所は、訴訟の目的の価額が140万円以下のものについての民事の訴訟事件を取り扱い（裁判所法33条1項1号）、一般市民の紛争について簡易迅速な手続で行うために設置された裁判所です。ただ、訴訟の手続自体は、訴えを提起した原告とその相手方である被告がその事件について主張をし、その主張の争いのある部分について立証をし、その結果に基づいて、判決等を行うことは、地方裁判所の訴訟手続と同様であり、簡易迅速に処理することにも限界がありました。

そこで、より簡易迅速に処理をし、一般市民が利用しやすい手続として、1998年1月1日から施行された現在の民事訴訟法（以下、民訴法）において、少額訴訟手続が設けられました。今回は少額訴訟についてみていきます。

### 少額訴訟事件の要件

少額訴訟は、訴訟の目的の価額が60万円以下の金銭支払請求に限って認められています（民訴法368条1項）。少額訴訟手続が設けられた当初は、訴訟の目的の価額が30万円以下の金銭支払請求について認められていましたが、2003年の法改正により、訴訟の目的の価額が60万円以下の訴えに拡大されました。

そして、同一の簡易裁判所に対して同一の年内においては10回を超えては利用できないと

園部 厚 Sonobe Atsushi

東京簡易裁判所民事第9室 簡易裁判所判事

されています（民訴法368条1項、民事訴訟規則〔以下、民訴規則〕223条）。これは、この少額訴訟制度が、一般市民のための制度であり、事業者のための制度とならないようにするための制限です。

この少額訴訟の対象となる事件については、通常の民事訴訟手続を利用することもできます。どちらの訴訟手続を利用するかは、訴えを提起する原告の意思で決めることができます。また、少額訴訟の相手方である被告は、少額訴訟手続の最初の口頭弁論期日開始の際に、通常の訴訟手続に移行させる旨の申述をすることができ、申述することにより、当該少額訴訟は、通常訴訟手続に移行することになります（民訴法373条1項、2項）。

### 少額訴訟の訴え提起

少額訴訟の訴えを提起するには、訴え提起時に、少額訴訟により審理及び裁判を求める旨の申述をしなければなりません（民訴法368条2項）。通常、少額訴訟の訴状に、少額訴訟による審理及び裁判を求める旨の申述を記載することになります。

少額訴訟を提起する場合、前述のとおり回数制限があるため、提起する簡易裁判所においてその年に少額訴訟により審理・裁判を求めた回数を届け出なければなりません（民訴法368条3項）。この届出は、訴状に記載することになります。この届出がない場合、裁判所は相当の期間を定めて届出を命じ、それでも届け出ない場合には、裁判所は職権で、通常訴訟手続に移行す



## 消費生活相談員が知っておきたい裁判手続

ることになります(民訴法373条3項2号)。

簡易裁判所においては、訴状には、請求の原因に代えて紛争の要点を記載すれば足りるとされています(民訴法272条)。しかし、少額訴訟では、原則1回の口頭弁論期日で審理を終了し(民訴法370条1項)、当事者は最初になすべき口頭弁論期日までに、原則としてすべての主張及び証拠方法を提出しなければならないとされています(民訴法370条2項)。そのため、最初の口頭弁論期日までに請求を理由づける事実の主張をして相手方被告に送達しておかなければ、被告が欠席した場合、その事実を主張できず(民訴法276条3項)、その期日で判決をすることができなくなってしまうので、訴状には、原則として請求を理由づける請求原因まで記載すべきなのです。

### 少額訴訟の審理手続

#### (1)少額訴訟の審理の場所

訴訟の審理を行う通常の法廷は、当事者の席より一段高い法壇ほうだんに裁判官が座るという構造になっています。しかし、少額訴訟では、法律の知識が十分でなく、裁判所にも慣れていない一般市民の気分をリラックスさせ、発言しやすい雰囲気を作るために、裁判官と当事者が同じラウンドテーブルを囲むかたちにした「ラウンドテーブル法廷」で審理をするのが普通です。

また、通常の訴訟の法廷では、裁判官は黒の法服を着用しています。しかし、少額訴訟では、ラウンドテーブル法廷を使用することと相まって、当事者の気分をリラックスさせ、発言しやすい雰囲気を作るため、裁判官が法服を着用しないのが普通です。

#### (2)少額訴訟審理の手続

少額訴訟手続は、次のようなことに従って審理されます。

##### ア 当事者に対する手続教示

少額訴訟の審理に当たる裁判官は、最初にな

すべき口頭弁論期日の冒頭において、当事者に対し、次の事項を説明しなければなりません(民訴規則222条2項)。

- ①証拠調べは、即時に取り調べることができる証拠に限ること
- ②被告は、最初の口頭弁論期日で弁論をする前に訴訟を通常の訴訟手続に移行させる申述ができること
- ③少額訴訟判決に対して判決書等の送達を受けた日から2週間以内に判決をした裁判所に対し、異議の申立てができること

##### イ 弁論と証拠調べの一体審理

通常の訴訟手続は、まず、当事者が主張をし、争いのある部分が明らかになった後、当事者尋問、証人尋問等の証拠調べの手続をすることになります。しかし、当事者の主張としての弁論と当事者尋問としての陳述は、一般市民には見ただ目で区別することは難しく、また、当事者の主張として主張したことと同じことを後の当事者尋問で述べることにもなります。そこで、少額訴訟では、原則として審理を1回の期日で終了するため、迅速な審理を図ることなどから、当事者の述べることを主張としての意味と、証拠調べとしての当事者尋問における陳述の意味の双方の意味を持つ(一体の)ものとして、その点を最初に当事者に説明をして審理を進めるのが通常です。

##### ウ 原則として、1回の口頭弁論で審理を完了(民訴法370条)

少額訴訟手続は、特別の事情がある場合を除き、最初になすべき第1回の口頭弁論期日で、審理を完了しなければならないとされています。

##### エ 証拠調べの即時に取り調べることができるものへの限定(民訴法371条)

証拠となる書証については、事前にその写しを裁判所に提出し、相手方被告へも送達しておき、第1回期日においてその書証原本を裁判所へ持参し、証拠の提出ができるようにしなけれ



## 消費生活相談員が知っておきたい裁判手続

ばなりません。

また、証拠となる証言をする証人、原告・被告本人は、第1回期日に裁判官が話を聞けるように、同行するなどし、出頭しなければなりません。したがって、少額訴訟においては、裁判所が証人の呼出等をすることはありません。

### オ 反訴提起の禁止(民訴法369条)

少額訴訟においては、訴訟の相手方である被告側において、少額訴訟に関連する被告の原告に対する請求を反訴として提起することができません。

このような反訴が提起された場合、反訴が通常訴訟としての要件を備えており、少額訴訟と一緒に審理するのが相当であるならば、当該少額訴訟を職権で通常移行し(民訴法373条3項4号)、併合審理することになると考えられます。

## 少額訴訟事件の終了

### (1)少額訴訟判決

#### ア 少額訴訟判決の言渡し

少額訴訟の判決の言渡しは、相当でないとする場合を除き、口頭弁論の終結後直ちになされることとなります(民訴法374条1項)。

この少額訴訟における口頭弁論の終結後直ちになされる判決言渡しは、通常の民事訴訟の場合と異なり、当事者間に争いがある場合であっても、裁判官が判決書の原本に基づかず、調書判決<sup>\*1</sup>をすることができます(民訴法374条2項)。この調書判決による言渡しは、主文及び理由の要旨を告げることで足りるとされています(民訴規則229条2項・155条3項)。

この少額訴訟の判決においては、被告の資力その他の事情を考慮して特に必要があると認めるときは、判決の言渡しの日から3年を超えない範囲で、認容する金銭支払について、その支払時期を定め若しくは分割払いの定めをし、その時期の定めに従い支払をしたとき、若しくはその分割払いの定め期限の利益<sup>\*2</sup>を失うことな

く支払をしたときは訴え提起後の遅延損害金の支払義務を免除する旨の定めをすることができます(民訴法375条)。

#### イ 少額訴訟判決に対する不服申立て

少額訴訟における判決言渡しでは、簡易・迅速な紛争解決という理念のため、通常の訴訟手続と同様の控訴・上告という上訴審への不服申立てを認めず(民訴法377条)、異議申立てによる同一の審級裁判所での再審理が認められていません(民訴法378条)。

### (2)少額訴訟における判決以外の終了事由

少額訴訟においても、原告被告間で合意ができれば、和解で事件を終了させることもできます。

少額訴訟においては、簡易裁判所の訴訟手続の特則である「和解に代わる決定」(民訴法275条の2)を行うことができると解され、その和解に代わる決定が確定したときは、少額訴訟事件は終了することになります。

また、少額訴訟においても、通常の民事訴訟と同様に、判決が確定するまで、原告が訴えを取り下げることによって事件を終了させることができます(民訴法261条)。

## 少額異議審

少額訴訟判決に対して適法な異議の申立てがあったときは、その訴訟は、口頭弁論終結前の程度に復し、その異議申立てに伴う少額異議審の裁判手続は、通常の手続によって審理及び裁判をすることになります(民訴法379条1項)。具体的には、少額訴訟における、一期日審理の原則(民訴法370条)、証拠調べの制限(民訴法371条)等の規定の適用はなく、簡易裁判所の通常の民事訴訟の手続と同様に行われます。

そして、少額異議審では、原告の請求の当否について判断することになります。

今回は、「支払督促」についてみていきます。

\*1 裁判官が判決書を作成する代わりに、書記官が調書に判決内容を記載して行う判決のこと

\*2 支払期限が到来するまでは返済しなくてもよいという権利(利益)のこと